

新たな地域福祉保健計画の検討状況について

1 文京区地域福祉推進協議会での検討状況

第1回（令和8年5月21日）：新たな地域福祉保健計画の策定について

第2回（令和8年7月31日）：新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目及び方向性(案)
について

第3回（令和8年8月26日）：新たな地域福祉保健計画の検討状況について

＊上記のほか、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行っている。

2 基本理念・基本目標及び分野別計画の検討状況

(1) 基本理念・基本目標 別紙1

(2) 地域福祉保健の推進計画 別紙2

(3) 高齢者・介護保険事業計画 別紙3

(4) 障害者・児計画 別紙4

3 今後の検討予定

令和8年	11月	第4回 文京区地域福祉推進協議会等	(中間のまとめの検討)
		11月定例議会報告	(中間のまとめの報告)
令和9年	12月	パブリックコメント、区民説明会	
	1～2月	第5回 文京区地域福祉推進協議会等	(最終案の検討)
		2月定例議会報告	(最終案の報告)
	3月	計画公表	

＊上記のほか、各分野別検討部会を開催する。

基 本 理 念 (案)

○ 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○ 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○ 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティを推進する地域社会の実現を目指します。

○ 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○ 協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○ 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基 本 目 標 (案)

○ だれもが、いきいきと自分らしく、意欲を持ちながら健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○ だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○ だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに学び高め合いながら、こどもや若者を含むすべての世代が未来への希望を持ち、つながりの中で役割を持つことができる地域社会を目指します。

ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、こどもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別（性的指向及び性自認を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

地域福祉保健の推進計画の検討状況について

*本資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

1 主要項目及びその方向性

(1) ともに支え合う地域社会づくり

○交流の活性化を図る地域の居場所づくり

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、「人と人」、「人と居場所」などをつなぎ合わせ、顔の見える関係性を気にかけ、助け合う関係性が地域で生まれやすくなるよう、支援ニーズと地域の居場所における取組のマッチングを行います。

また、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会、自治会、NPO、ボランティア団体、大学や民間事業者などの地域の主体が、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。

さらに、地域からの孤立化を防げるよう、社会とのつながり作りに向けた支援及び世代や属性を超えて区民同士が交流できる場や居場所を整備していきます。

○地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、NPOなどの公的な団体と地域の多様な主体との連携を強化し、団体・主体間の重層的なネットワークづくりを発展させ、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、ゆるやかにつながり、支え合う基盤づくりを推進していきます。あわせて、文京区保護司会、文京区更生保護女性会とともに犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動を通し、非行防止・更生保護の理解を促進していきます。

また、少子高齢化・人口減少がさらに進展し、高齢者人口がピークを迎える「2040年」問題に対応するために、高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう地域福祉活動への参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在する地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

○多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化

本人・世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を適切につなげることができるよう、区の名相談・支援窓口である高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、児童相談所、こども家庭支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進していきます。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高まっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、生活の基盤として重要な住まいについては、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住まい方に関する相談支援の充実を図ります。また、社会情勢の変化に伴って多様化する消費者トラブルに対し、消費者相談窓口との連携を一層強化してまいります。

加えて、ひきこもり状態にある当事者等が、適切な相談支援機関とつながり、様々な支援を利用することを通して、自立に向けて伴走する包括的な相談支援体制を推進していきます。

あわせて複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、関係部署、機関、団体等との合意形成を図りながら包括的な支援体制を強化し、課題の早期発見、個々の状況や意向に沿った適切な支援につなげます。

○生活困窮者等への支援

物価高騰等の社会的状況の変化により、生活困窮に関する相談が増えています。生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行います。

また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援するとともに、高齢者の生活保護受給者に対しては、本人の状況に合わせ、社会的孤立状態の予防としての就労支援を行います。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の暴力被害を防止するため、都や警察などの関係機関との連携を強化しながら、DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対して、関係機関と民間団体や民間事業者と連携・協働し、自立に向けた切れ目のない相談支援を行います。

○福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

支援の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者や相談者が、制度やサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、成年後見中核機関による協議会の運営を通して、専門職団体、関係機関、地域の多様な主体の連携・協力関係を推進し、権利擁護が必要な人に係る地域連携ネットワークの強化を図ります。

あわせて、権利擁護を必要とする人が、住み慣れた地域において、自らの価値観や選好に基づく意思決定を行いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療、福祉、介護等の関係者や地域住民に対して、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、市民後見人やその他の権利擁護支援の担い手の養成及び活躍の機会を創出します。

(3) ひとにやさしいまちづくり

○まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全・安心に生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進していきます。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、こども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進するとともに、障害等を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。

さらに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

○災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動を取れるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との連携強化に努めるとともに、災害ボランティア体制の実効性をさらに確保していくための取組を推進していきます。

また、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、福祉関係機関と協力しながら、運営体制の構築を推進していくとともに、被災者支援についても検討していきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

網掛けは新規掲載事業です。

大項目	小項目	計画事業	
1 ともに支え合う地域社会づくり	1 交流の活性化を図る地域の居場所づくり	1	地域づくり事業
		2	小地域福祉活動の推進
		3	生活支援体制整備事業
		4	地域介護予防支援事業（通いの場）
		5	地域活動支援センター事業
		6	地域団体による地域子育て支援拠点事業
		7	子育てひろば事業
		8	多機能な居場所活動推進事業
		9	地域の支え合い体制づくり推進事業
		10	子ども食堂支援事業
		11	若者の居場所事業『Bunkyo Night Youth Lounge』
	2 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	参加支援事業
		2	ボランティア活動への支援
		3	NPO 活動・地域活動の支援
		4	地域活動情報サイト
		5	いきいきサポート事業の推進
		6	民生委員・児童委員による相談援助活動
		7	非行防止・更生保護の推進
		8	話し合い員による訪問活動
		9	ハートフルネットワーク事業の充実
		10	みまもり訪問事業
		11	シルバー人材センターの活動支援
		12	シルバーお助け隊事業への支援
		13	介護施設ワークサポート事業
		14	高齢者クラブ活動の支援
		15	文の京フレイル予防プロジェクト
		16	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		17	社会参加の促進事業
		18	青少年健全育成会への支援・連携

		19	文京区子育てサポーター認定制度
		20	ファミリー・サポート・センター事業
大項目	小項目	計画事業	
2 安心して暮らせる環境の整備	1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化	1	包括的相談支援事業
		2	多機関協働事業
		3	アウトリーチ等事業
		4	ひきこもりの総合的な支援の推進
		5	総合相談室の充実
		6	ヤングケアラー支援推進事業
		7	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		8	障害者基幹相談支援センターの運営
		9	利用者支援事業
		10	在宅医療・介護連携推進事業
		11	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		12	居住支援の推進
		13	医療的ケア児支援体制の構築
		14	自殺対策推進に係る連携会議の開催
		15	児童虐待防止ネットワークの充実
		16	男女平等センターにおける相談事業の充実
		17	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供
		18	文京ユアストーリー
		19	消費生活の安定と向上
	2 生活困窮者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
		2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
		3	DV等暴力被害の防止及び相談支援
		4	女性のほほえみ支援ネットワーク事業
	3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		4	成年後見制度利用支援事業
		5	法人後見の受任
		6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築
		7	市民後見人の養成および活動支援

大項目	小項目	計画事業	
3 ひとにやさしいまちづくり	1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	バリアフリーの道づくり
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	コミュニティバス運行
	2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組の推進
		2	福祉教育の推進
		3	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）
		4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		5	認知症サポーター養成講座
		6	介護勉強会・認知症カフェ
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実
		4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供
	4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
		2	避難行動要支援者への支援
		3	災害ボランティア体制の整備
		4	福祉避難所の拡充
		5	被災者支援の仕組みづくり
		6	耐震化促進事業
		7	家具転倒防止器具設置費用助成

3 計画事業の概要

1-1-1 地域づくり事業

介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

1-1-2 小地域福祉活動の推進

日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-3 生活支援体制整備事業

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-4 地域介護予防支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 地域活動支援センター事業

障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。

1-1-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業

地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、こどもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。

1-1-7 子育てひろば事業

乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。

1-1-8 多機能な居場所活動推進事業

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」づくりを展開する方に対して、開設・事業運営費等の補助を行い、活動を支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-9 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-10 子ども食堂支援事業

地域の子どもを対象に食事の提供を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂」を運営する地域活動団体へ、社会福祉協議会を通じて運営費等の助成を行い、活動を支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-11 若者の居場所事業『Bunkyo Night Youth Lounge』

若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。

1-2-1 参加支援事業

本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

1-2-2 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。

また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-3 NPO活動・地域活動の支援

協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-4 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-5 いきいきサポート事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-6 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。

1-2-7 非行防止・更生保護の推進

文京区保護司会、文京区更生保護女性会とともに、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動（東京ドーム周辺広報啓発活動、社会を明るくする大会、矯正展等）を実施します。

1-2-8 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。

1-2-9 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。

1-2-10 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-1 1 シルバー人材センターの活動支援

企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。

1-2-1 2 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

1-2-1 3 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援します。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。

1-2-1 4 高齢者クラブ活動の支援

地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援します。

1-2-1 5 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。

1-2-1 6 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。

1-2-1 7 社会参加の促進事業

概ね 50 歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。

1-2-1 8 青少年健全育成会への支援・連携

地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会の活動を支援します。

1-2-19 文京区子育てサポーター認定制度

区の子育て支援事業等でも活用できる、子育てに関する知識や技能等を修得する研修を実施し、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を図ります。

さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-20 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。

2-1-1 包括的相談支援事業

高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。

2-1-2 多機関協働事業

支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。

2-1-3 アウトリーチ等事業

本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。

2-1-4 ひきこもりの総合的な支援の推進

ひきこもり当事者やその家族及び 8050 問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行います。

2-1-5 総合相談室の充実

教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがあるこどもについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。

また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等のこどもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。

2-1-6 ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。

また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。

2-1-7 高齢者あんしん相談センターの機能強化

在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。

2-1-8 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。

また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関連機関との連携体制の構築を推進します。

2-1-9 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

2-1-10 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

2-1-11 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。

2-1-12 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保

を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

2-1-13 医療的ケア児支援体制の構築

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。

2-1-14 自殺対策推進に係る連携会議の開催

関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。

2-1-15 児童虐待防止ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図ります。

また、児童虐待防止に関する啓発活動を行います。

2-1-16 男女平等センターにおける相談事業の充実

パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行います。

2-1-17 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供

当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供するとともに、性自認・性的指向に関する相談場所を提供します。

2-1-18 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。【社会福祉協議会実施事業】

2-1-1 9 消費生活の安定と向上

消費者トラブルを未然に防止するための消費者啓発及び教育を推進するとともに、消費者相談室の周知を図ります。

2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、居住支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。

2-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施します。

また、高齢者の生活保護受給者については、社会的孤立状態の予防として就労支援を実施します。

2-2-3 DV等暴力被害の防止及び相談支援

配偶者などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、安全に安心して生活できるように個々の状況に応じた支援を行い、自立に向けた生活再建のために関係機関と連携して相談支援を行います。

配偶者暴力相談支援センターでは、相談、情報提供、助言等を行い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ります。

2-2-4 女性のほほえみ支援ネットワーク事業

DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けて安全で安心した生活を送ることができるよう、福祉、子育て、教育等の関係機関、民間団体との連携・協働による支援のあり方の検討やネットワークを構築し、切れ目ない相談支援を行います。

2-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。

2-3-4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。

2-3-5 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。

中核機関の取組として、有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。

あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-7 市民後見人の養成および活動支援

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。

3-1-1 バリアフリーの道づくり

文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。

3-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。

3-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。

3-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。

また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。

3-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します

3-1-6 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。

3-2-1 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。

3-2-2 福祉教育の推進

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支え合えるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進します。

また、本事業を通じた地域活動の活性化を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。

3-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。

3-2-5 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症のある方やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施するとともに、地域活動に必要な知識やスキルの理解を深めるための勉強会と、モチベーションの維持・向上を図るための交流会を開催します。

3-2-6 介護勉強会・認知症カフェ

介護者等のニーズに合わせたテーマにより、認知症を含めた介護に関する勉強会を実施するとともに、地域で身近に通える居場所として誰もが参加できる認知症カフェを開催します。

3-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。

3-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置・遠隔手話通訳サービスやバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。

3-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実

区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布します。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信します。

ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要なときに取得できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。

CATVについては、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送します。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることができる「データ放送」や「緊急文字告知」として適時文字放送を行います。

3-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。

また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。

各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。

3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。

3-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。

また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。

3-4-3 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。【社会福祉協議会実施事業】

3-4-4 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する取組を進めます。

3-4-5 被災者支援の仕組みづくり

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。

3-4-6 耐震化促進事業

建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。

3-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を

推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。

高齢者・介護保険事業計画の検討状況について

1 高齢者・介護保険部会の開催状況

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| 第1回（令和8年5月11日） | ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について |
| 第2回（令和8年7月10日） | ・新たな高齢者・介護保険事業計画の検討状況について |
| 第3回（令和8年9月9日） | ・新たな高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめ（たたき台）について |

2 計画の検討状況

別添のとおり

※別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

- | | | |
|------|------|--|
| 令和8年 | 10月 | 第4回高齢者・介護保険部会（中間のまとめの検討） |
| | 11月 | 第4回文京区地域福祉推進協議会（中間のまとめの検討）
11月定例議会報告（中間のまとめの報告） |
| | 12月 | パブリックコメント、区民説明会 |
| 令和9年 | 1月 | 第5回高齢者・介護保険部会（最終案の検討） |
| | 1～2月 | 第5回文京区地域福祉推進協議会（最終案の検討）
2月定例議会報告（最終案の報告） |
| | 3月 | 計画公表 |

1 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

日本の高齢者人口がピークに達する、令和 22 年（2040 年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立し、安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図るため、以下 4 つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

(1) 地域でともに支え合うしくみづくり

地域住民を始め各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者を始めとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援するとともに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

さらに、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、多機関協働による包括的な支援体制を推進するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

併せて、社会福祉法の改正を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続できるため、また、判断能力が不十分な高齢者の地域生活のための支援策の充実に努めてまいります。

(2) 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要です。

住み慣れた地域において、日常生活を続けられるよう、居宅サービスや地域の支援拠点としての地域密着型サービス等、介護サービス基盤の整備を推進していきます。

また、これらの介護サービスを支える介護人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を引き続き行っていきます。

さらに、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 誰もが安心して自分らしく暮らすために

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

また、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、正しい知識・理解の普及啓発を進めるとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。また、本人や家族の意向に寄り添い、当事者の声を反映した地域のネットワークづくりを促進します。

併せて、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

(4) いざというときに備えた体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

網掛けは新規掲載事業です。

認は、「認知症施策推進計画」に関する事業です。

大項目	小項目	計画事業	
1 地域でともに 支え合う しくみづく り	1 地域における 見守りや支え 合い	1	ハートフルネットワーク事業の充実 認
		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
		3	地域ケア会議の運営
		4	小地域福祉活動の推進
		5	地域づくり事業
		6	参加支援事業
		7	民生委員・児童委員による相談援助活動 認
		8	話し合い員による訪問活動
		9	みまもり訪問事業
		10	高齢者見守り相談窓口事業 認
		11	高齢者見守りあんしん I o T 事業
		12	高齢者等見守りあんしん電話事業
		13	長寿ふれあい食堂事業
		14	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
		15	社会参加の促進事業
		16	シルバー人材センターの活動支援 認
		17	シルバーお助け隊事業への支援
		18	いきいきサポート事業の推進
		19	ボランティア活動への支援
		20	地域活動情報サイト
	2 相談体制や情	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化 認
		2	老人福祉法に基づく相談・措置 認

	報 提 供 機 会 の 充 実	3	包括的相談支援事業
		4	多機関協働事業
		5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		6	介護保険相談体制の充実
		7	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		8	文京ユアストーリー
		9	ひきこもりの総合的な支援の推進
		10	ヤングケアラー支援推進事業
	3 医 療 と 介 護 の 連 携	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2	在宅医療・介護連携推進事業(認)
		3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	4 家 族 介 護 者 等 へ の 支 援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
		2	認知症サポーター養成講座(認) (3-1-1 参照)
		3	認知症初期集中支援推進事業(認) (3-1-7 参照)
		4	認知症本人交流会・認知症家族会(認) (3-1-11 参照)
		5	介護勉強会・認知症カフェ(認) (3-1-12 参照)
		6	高齢者あんしん相談センターの機能強化(認) (1-2-1 参照)
		7	緊急ショートステイ
	5 高 齢 者 の 権 利 擁 護	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	成年後見制度利用支援事業(認)
		4	法人後見の受任(認)
		5	市民後見人の養成および活動支援
		6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進
		7	高齢者虐待防止への取組強化(認)
		8	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談
2 住み慣れた 地域で暮ら	1 介 護 サ ー ビ ス の 充 実	1	地域密着型サービスの整備(認)
		2	事業者への運営指導・集団指導
		3	介護サービス情報の提供

し続けられる環境づくり		4	公平・公正な要介護認定
		5	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
		6	生活保護受給高齢者支援事業
	2 ひとり暮らし・身体機能が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
		3	院内介助サービス
		4	高齢者訪問理美容サービス
		5	高齢者紙おむつ支給等事業
		6	ごみの訪問収集
		7	歯と口腔の健康
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営
		2	ケアマネジャーへの支援
		3	ケアプラン点検の実施
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい等の確保と生活環境の向上	1	居住支援の推進
		2	高齢者住宅設備等改造事業
		3	住宅改修支援事業
		4	高齢者等住宅修築資金助成事業
		5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
		7	地域密着型サービスの整備(認) (2-1-1 参照)
		8	公園再整備事業
		9	文京区バリアフリー基本構想の推進
		10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		11	バリアフリーの道づくり

3 誰もが安心して自分らしく暮らすために	1 認知症の理解と支援	1	認知症サポーター養成講座(認)
		2	認知症ケアパスの普及啓発(認)
		3	認知症地域支援推進員の設置(認)
		4	認知症支援コーディネーターの設置(認)
		5	認知症サポート医・かかりつけ医との連携(認)
		6	認知症相談(認)
		7	認知症初期集中支援推進事業(認)
		8	認知症検診事業(認)
		9	認知症とともにフォローアッププログラム(認)
		10	認知症とともにパートナー事業(認)
		11	認知症本人交流会・認知症家族会(認)
		12	介護勉強会・認知症カフェ(認)
		13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング(認)
		14	認知症の症状による行方不明者対策の充実(認)
		15	若年性認知症への取組(認)
		16	生活環境維持事業(認)
		17	地域密着型サービスの整備(認) (2-1-1 参照)
	2 健康づくりの取組	1	一般健康相談（クリニック）
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	3 フレイル予防・介護予防の取組	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業
		4	文の京フレイル予防プロジェクト
		5	地域リハビリテーション活動支援事業
	4 日常の生活支	1	介護予防ケアマネジメントの実施
		2	生活支援体制整備事業

	援	3	地域介護予防支援事業（通いの場）
	5 生きがいきづくりや地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
		2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）
		3	生涯にわたる学習機会の提供
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
		5	いきがいきづくり世代間交流事業
		6	いきがいきづくり文化教養事業
		7	いきがいきづくり敬老事業
		8	地域の支え合い体制づくり推進事業
		9	福祉センター事業
		10	長寿お祝い事業
		11	シルバーセンター等活動場所の提供
4 いざというときに備えた体制づくり	1 配慮を要する人への支援	1	避難行動要支援者への支援(認)
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
		6	被災者支援の仕組みづくり
	2 災害等に備える住環境対策の推進	1	耐震化促進事業
		2	家具転倒防止器具設置助成
		3	特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出
	3 災害等に備える介護サービス事業者との連携	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

3 計画事業の概要

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営します。

また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげます。

1-1-3 地域ケア会議の運営

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図ります。

また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていきます。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

1-1-4 小地域福祉活動の推進

日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 地域づくり事業

介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

1-1-6 参加支援事業

本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

1-1-7 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。

1-1-8 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。

1-1-9 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-10 高齢者見守り相談窓口事業

高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置します。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげます。

1-1-11 高齢者見守りあんしんIoT事業

高齢者の自宅に通信機能を備えた電球を設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

1-1-12 高齢者等見守りあんしん電話事業

心や体に不安を持つ原則65歳以上の高齢者の方へ、電話による見守り（週1～3回）を行うとともに、24時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組みます。

1-1-13 長寿ふれあい食堂事業

地域の高齢者を対象とした会食を通じた交流の場の開催に対し、区が経費の一部を補助することで、高齢者の交流機会の増加や心身の健康増進、多世代交流を促進します。

1-1-14 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らし

しや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っています。このような、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援します。

1-1-15 社会参加の促進事業

概ね50歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。

1-1-16 シルバー人材センターの活動支援

企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。

1-1-17 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

1-1-18 いきいきサポート事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-19 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。

また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-20 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な

役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した相談を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。

また、ICT等の活用によりセンターの業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、相談体制の更なる充実に繋げていきます。

1-2-2 老人福祉法に基づく相談・措置

高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行います。

また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行います。

1-2-3 包括的相談支援事業

高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。

1-2-4 多機関協働事業

支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。

1-2-5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。

1-2-6 介護保険相談体制の充実

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図ります。

1-2-7 高齢者向けサービスの情報提供の充実

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行います。

1-2-8 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象

に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-9 ひきこもりの総合的な支援の推進

ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行います。

1-2-10 ヤングケアラー支援推進事業

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、リーフレット・動画・区報等による広報啓発を図るとともに、関係機関への巡回訪問を実施します。また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関の連携体制を強化します。支援においては、ヤングケアラー本人の意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源へのつながを図り、ヤングケアラー本人だけでなく家族全体に対する支援を行います。

1-3-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。

1-3-2 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

1-3-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行います。

1-4-2 認知症サポーター養成講座

【3-1-1 参照】

1-4-3 認知症初期集中支援推進事

【3-1-7 参照】

1-4-4 認知症本人交流会・認知症家族会

【3-1-11 参照】

1-4-5 介護勉強会・認知症カフェ

【3-1-12 参照】

1-4-6 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【1-2-1 参照】

1-4-7 緊急ショートステイ

介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が、特別な理由で一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供します。

1-5-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-3 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。

1-5-4 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-5 市民後見人の養成および活動支援

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。

1-5-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。

中核機関の取組として、連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。

あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-7 高齢者虐待防止への取組強化

虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じます。

また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進めます。

1-5-8 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施します。

2-1-1 地域密着型サービスの整備

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。

2-1-2 事業者への運営指導・集団指導

介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図ります。

2-1-3 介護サービス情報の提供

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行います。

2-1-4 公平・公正な要介護認定

介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査票と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行います。

2-1-5 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査

します。

2-1-6 生活保護受給高齢者支援事業

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し、支援します。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図ります。

2-2-3 院内介助サービス

介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保します。

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保します。

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

身体状況の低下により失禁があり、常時おむつを使用している方（要介護3以上程度）に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）

2-2-6 ごみの訪問収集

①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。

2-2-7 歯と口腔の健康

全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。

また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営

介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営します。

また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施します。

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催します。

また、地域のケアマネジャーによる自主グループの活動について、支援・連携します。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより質の高いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行います。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護人材の確保・定着に向け、介護の魅力を伝えるイベントの実施や啓発番組の配信、啓発冊子の配布、出張講座、介護未経験者への入門的研修、外国人介護人材の受け入れに対する支援等を行います。

さらに、介護従事者の就労環境の改善を図り、人材確保・定着に繋げるための住宅費補助や、介護従事者の専門性向上を目的とした資格取得支援や研修の実施など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。

2-5-1 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図ります。

2-5-3 住宅改修支援事業

ケアマネジャーが付いていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行います。

2-5-4 高齢者等住宅修築資金助成事業

高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。

2-5-5 高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備

施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。

2-5-7 地域密着型サービスの整備

【2-1-1 参照】

2-5-8 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。

2-5-11 バリアフリーの道づくり

文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。

3-1-1 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症のある方やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施するとともに、地域活動に必要な知識やスキルの理解を深め、モチベーションの維持・向上を図るための勉強会・交流会を開催します。

3-1-2 認知症ケアパスの普及啓発

認知症のある方やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。

また、認知症当事者の個人の尊重や地域での共生を更に推進するため、国が掲げる「新しい認知症観」の浸透につながる取組として、「ぶんきょう 認知症 ひろがるみらい展」を実施します。

3-1-3 認知症地域支援推進員の設置

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進します。

3-1-4 認知症支援コーディネーターの設置

認知症支援コーディネーターを各高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進します。

3-1-5 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。

3-1-6 認知症相談

認知症の早期支援・早期対応を推進するため、各高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。

3-1-7 認知症初期集中支援推進事業

医療や福祉の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある方や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。

3-1-8 認知症検診事業

認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの対象者に、認知機能デジタル測定ツールによるセルフチェックを案内し、認知機能に不安のある方等に対して区内の指定医療機関における認知症検診を実施します。検診では、医師による問診などを行うほか、必要に応じて、専門医療機関や看護師による最長6か月間の支援等につなげます。

3-1-9 認知症ともにフォローアッププログラム

認知症検診を受診した方を対象に、脳と体の健康を維持するための生活習慣の実践ポイントを専門職から伝える体験参加型のプログラムや個別相談を行います。

3-1-10 認知症ともにパートナー事業

協力医療機関や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につなげることができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行います。

3-1-11 認知症本人交流会・認知症家族会

認知症のある方が集い、本人が主体となって、自らの体験や思い、必要としていること、暮らしやすい地域の在り方を語り合うことを目的に、交流会を実施します。また、介護家族を対象とした介護者同士の交流や情報交換の場である認知症家族会の運営を伴走支援します。

3-1-12 介護勉強会・認知症カフェ

介護者等のニーズに合わせたテーマにより、認知症を含めた介護に関する勉強会を実施するとともに、地域で身近に通える居場所として誰もが参加できる認知症カフェを開催します。

3-1-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング

認知症になっても個人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、認知症本人交流会等を実施し、本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワークを強化します。

3-1-14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

認知症の症状による行方不明者の発生を防止するとともに、発生した場合の早期発見・早期保護を目的に、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進します。

3-1-15 若年性認知症への取組

東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等による支援を行います。また、若年性認知症ライフサポート BOOK 等により若年性認知症の周知・啓発を図るとともに、職員が若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、知識習得及び相談支援技術の向上を図ります。

3-1-16 生活環境維持事業

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行います。

3-1-17 地域密着型サービスの整備

【2-1-1 参照】

3-2-1 一般健康相談（クリニック）

相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。

3-2-2 健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。

3-2-3 高齢者向けスポーツ教室

60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施します。

3-2-4 高齢者いきいき入浴事業

外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とします。

3-2-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っています。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。

3-3-1 短期集中予防サービス

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。

3-3-2 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

3-3-3 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。また、地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。

3-3-4 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。

3-3-5 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

3-4-1 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付します。対象

者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行います。

3-4-2 生活支援体制整備事業

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。【社会福祉協議会実施事業】

3-4-3 地域介護予防支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。【社会福祉協議会実施事業】

3-5-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供します。

3-5-2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施します。

3-5-3 生涯にわたる学習機会の提供

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。

3-5-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的にを行います。このような、生きがい向上に資する学習や交流活動に対して支援します。

3-5-5 いきがいづくり世代間交流事業

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施します。

3-5-6 いきがいづくり文化教養事業

高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施します。

3-5-7 いきがいづくり敬老事業

高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施します。

3-5-8 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。

3-5-9 福祉センター事業

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施します。

3-5-10 長寿お祝い事業

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員・児童委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈します。新たに 100 歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行います。

3-5-11 シルバーセンター等活動場所の提供

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供します。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。

また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。【社会福祉協議会実施事業】

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や 80 歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応します。

4-1-4 救急通報システム

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。

4-1-5 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する取組を進めます。

4-1-6 被災者支援の仕組みづくり

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。

4-2-1 耐震化促進事業

建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。

4-2-2 家具転倒防止器具設置助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。

4-2-3 特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出

自動通話録音機を設置することにより、電話機の呼び出し音が鳴る前に、「会話内容が自動録音されます」といったアナウンスが流れるため、発信者（犯人）が通話を断念して、被害を未然に防止する効果が期待できます。

4-3-1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行います。

障害者・児計画の検討状況について

1 障害者部会の開催状況

- | | |
|----------------|--|
| 第1回（令和8年5月7日） | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域福祉保健計画の策定について ・新たな障害者・児計画の策定について ・文京区の障害者・障害児の現状について |
| 第2回（令和8年7月6日） | <ul style="list-style-type: none"> ・現行障害者・児計画の実績報告について ・次期障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について ・次期障害者・児計画の体系・事業（案）について |
| 第3回（令和8年8月28日） | <ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ（たたき台）の検討について |

2 計画の検討状況

別添のとおり

※別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

- | | | |
|------|------|----------------------------|
| 令和8年 | 10月 | 第4回障害者部会（中間のまとめの検討） |
| | 11月 | 第4回文京区地域福祉推進協議会（中間のまとめの検討） |
| | 11月 | 11月定例議会報告（中間のまとめの報告） |
| | 12月 | パブリックコメント、区民説明会 |
| 令和9年 | 1月 | 第5回障害者部会（最終案の検討） |
| | 1～2月 | 第5回文京区地域福祉推進協議会（最終案の検討） |
| | | 2月定例議会報告（最終案の報告） |
| | 3月 | 計画公表 |

1 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

（１）自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます

（２）相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害者とその家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

（３）安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

（４）こどもの育ちと家庭の安心への支援

こどもの育ちと家族を支援していくためには、こどもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などのこどもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、こどもを取り巻く関係機関が連携しながら、成人後も見据えた切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門的な支援等、こどもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、こどもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全てのこどもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害のあるこどもへの理解を促していきます。

さらに、障害のあるこどもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な支援や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、こどもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害のあるこどもへの支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」及び「文京区手話言語条例」の趣旨も踏まえて進め、障害者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

網掛けは新規掲載事業です。

大項目	小項目	計画事業	
1 自立に向けた地域生活支援の充実	1 個に応じた日常生活への支援	1	居宅介護（ホームヘルプ）
		2	重度訪問介護
		3	同行援護
		4	行動援護
		5	重度障害者等包括支援
		6	生活介護
		7	療養介護
		8	短期入所（ショートステイ）
		9	短期入所（ショートステイ）の整備
		10	補装具費の支給
		11	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
		12	手話通訳者設置事業
		13	失語症者向け意思疎通支援事業
		14	日常生活用具給付
		15	移動支援
		16	日中短期入所事業
		17	日中一時支援事業
		18	緊急一時介護委託費助成
		19	地域安心生活支援事業
		20	心身障害者（児）短期保護事業
		21	福祉タクシー/自動車燃料費助成
		22	地域生活安定化支援事業
		23	日中活動系サービス施設の整備
		24	地域生活支援拠点の運営
		25	共生型サービス
		26	強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実
		27	高次脳機能障害者等の支援体制の構築
		28	障害者・児の介護者支援の推進
	2 事業者への支援・指導	1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		2	障害福祉サービス等の質の向上

		3	障害者施設職員等の育成・確保
		4	障害福祉サービス等事業者との連携
	3 生活の場の確保	1	グループホームの拡充
		2	共同生活援助（グループホーム）
		3	施設入所支援
		4	自立生活援助
		5	居住支援の推進
	4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行
		2	入院中の精神障害者の地域生活への移行
		3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
		4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
		5	地域移行支援
		6	地域定着支援
		7	退院後支援事業
	5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
		2	地域活動支援センター事業
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		4	木よう体操教室
	6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
		2	難病患者への支援
		3	障害者歯科診療事業
		4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		5	精神保健・難病相談
	7 経済的支援	1	福祉手当の支給
		2	特別児童扶養手当の支給
		3	児童育成手当(障害手当)の支給
		4	利用者負担の軽減
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築
		2	計画相談支援
		3	地域移行支援【再掲】
		4	地域定着支援【再掲】
		5	相談支援事業
		6	障害者地域自立支援協議会の運営
		7	障害者基幹相談支援センターの運営
		8	身体障害者相談員・知的障害者相談員
		9	障害福祉サービス等の情報提供の充実

		10	意思決定支援の在り方の検討
		11	小地域福祉活動の推進
		12	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲】
		13	地域生活支援拠点の運営【再掲】
		14	ひきこもりの総合的な支援の推進
		15	包括的相談支援事業
		16	多機関協働事業
		17	アウトリーチ等事業
		18	ヤングケアラー支援推進事業
	2 権利擁護・ 成年後見等の充 実	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	法人後見の受任
		3	市民後見人の養成及び活動支援
		4	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進
		5	成年後見制度利用支援事業
		6	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		7	障害者・児虐待防止対策支援事業
		8	障害者差別解消支援地域協議会の運営
3 安心して働 き続けられ る就労支援	1 就労支援体 制の確立	1	障害者就労支援の充実
		2	就労支援ネットワークの構築・充実
		3	就労促進助成事業
		4	重度障害者等就労支援事業
	2 職場定着支 援の推進	1	就業先企業への支援
		2	安定した就業継続への支援
		3	就労者への余暇支援
		4	就労定着支援【再掲】
	3 福祉施設等 での就労支援	1	福祉施設から一般就労への移行
		2	就労選択支援
		3	就労移行支援
		4	就労継続支援（A型・B型）
		5	就労定着支援
		6	福祉的就労の充実
		7	障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進
		8	日中活動系サービス施設の整備【再掲】
	4 就労機会の 拡大	1	区の業務における就労機会の拡大
		2	障害者雇用の普及・啓発
		3	地域雇用開拓の促進

4 こどもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のあるこどもの健やかな成長	1	乳幼児健康診査
		2	発達健康診査
		3	総合相談室の充実
		4	発達に関する情報の普及啓発
		5	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲】
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営
		2	多様な機関の連携による切れ目のない支援
		3	医療的ケア児支援体制の構築
		4	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置
		5	個別の支援計画の作成
		6	専門家アウトリーチ型支援
		7	障害児相談支援
		8	医療的ケア児在宅レスパイト事業
		9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討
	3 こどもの成長段階に応じた適切な支援	1	児童発達支援
		2	居宅訪問型児童発達支援
		3	保育所等訪問支援
		4	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲】
		5	保育園要配慮児保育
		6	区立幼稚園等特別保育
		7	就学前相談体制の充実
		8	総合相談室の充実【再掲】
		9	専門家アウトリーチ型支援【再掲】
		10	障害児通所支援事業所の整備
		11	特別支援教育の充実
		12	育成室の障害児保育
		13	個に応じた指導の充実
		14	放課後等デイサービス
		15	東京都認証学童クラブの障害児保育
	4 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1	保育園要配慮児保育【再掲】
		2	区立幼稚園等特別保育【再掲】
		3	育成室の障害児保育【再掲】
		4	ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）
		5	子育てひろば事業
		6	地域団体による地域子育て支援拠点事業
		7	児童館

5 ひとにやさしいまちづくりの推進		8	b-lab（文京区青少年プラザ）
		9	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト
		10	ベビーシッター利用料助成事業
		11	放課後全児童向け事業（アクティ）
	1 まちのバリアフリーの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の推進
		2	バリアフリーの道づくり
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	コミュニティバス運行
		7	ごみの訪問収集
		8	高齢者等住宅修築資金助成事業
	2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）
		2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		3	障害者事業を通じた地域参加
		4	障害者差別解消に向けた取組の推進
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報のバリアフリーの推進
		3	手話に関するケーブルテレビ番組の制作
		4	文京区声の広報・点字の広報発行
		5	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供
	4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及・啓発
		2	避難行動要支援者への支援
		3	福祉避難所の拡充
		4	避難所運営協議会の運営支援
		5	災害ボランティア体制の整備
		6	耐震改修促進事業
		7	家具転倒防止器具設置助成事業
		8	救急代理通報システムの設置
		9	被災者支援の仕組みづくり
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域参加【再掲】
		2	地域に開かれた施設運営
		3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲】
		4	心身障害者・児レクリエーション
		5	障害者スポーツ等の推進

	6 地域福祉の担い手への支援	6	文化芸術作品等の発表機会の確保
		1	ボランティア活動への支援
		2	手話奉仕員養成研修事業
		3	地域の支え合い体制づくり推進事業
		4	ファミリー・サポート・センター事業
		5	民生委員・児童委員による相談援助活動
		6	話し合い員による訪問活動
		7	自発的活動支援事業
		8	地域活動情報サイト
		9	いきいきサポート事業の推進
		10	参加支援事業
		11	地域づくり事業

3 計画事業の概要

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）

介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

1-1-2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。

1-1-3 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。

1-1-4 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。

1-1-5 重度障害者等包括支援

常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図ります。

1-1-6 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図ります。

1-1-7 療養介護

医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図ります。

1-1-8 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。

1-1-9 短期入所（ショートステイ）の整備

グループホームの整備に合わせて短期入所事業所の整備を進めることにより、サービス提供体制を拡充するため、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、短期入所事業所の施設整備を促進します。

1-1-10 補装具費の支給

障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図ります。

1-1-11 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図ります。

1-1-12 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置します。

1-1-13 失語症者向け意思疎通支援事業

失語等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある区民で構成する団体に対し意思疎通支援者を派遣し、失語症者の意思疎通の円滑化を図ることにより社会参加の促進を図ります。

1-1-14 日常生活用具給付

重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

1-1-15 移動支援

屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図ります。

1-1-16 日中短期入所事業

自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。

1-1-17 日中一時支援事業

日中活動系障害福祉サービス事業所の活動時間終了後などに、一時的に見守り等が必要な障害者・児の活動場所を設置することで、障害者・児及びその家族の在宅生活を支援します。

1-1-18 緊急一時介護委託費助成

障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。

1-1-19 地域安心生活支援事業

地域で安心して暮らしていくことができるよう、病院から地域生活への移行や定着を支援するとともに、家族と同居する精神障害者が将来の自立した生活に向けて、一定期間生活体験することや、家族と離れて一時的な休息が必要な場合等について居室を確保し生活支援を行います。

1-1-20 心身障害者（児）短期保護事業

常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。

1-1-21 福祉タクシー/自動車燃料費助成

身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行います。

1-1-22 地域生活安定化支援事業

地域生活支援センターにおいて、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。

1-1-23 日中活動系サービス施設の整備

常に介護を必要とする障害者に必要な介護や創作活動等を提供する場をより確保するために、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。

1-1-24 地域生活支援拠点の整備

富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に地域生活支援拠点を開設しました。拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保及び養成）を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。また、地域生活支援拠点等コーディネーターにより、拠点機

能を持つ事業所や、様々な障害福祉サービス事業所、地域資源を把握・活用し、相談支援専門員や支援機関からの相談を受け、効果的な支援体制の構築を進めるとともに、地域移行・地域定着に関する取組を推進します。

1-1-25 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定されます。

1-1-26 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

1-1-27 高次脳機能障害者等の支援体制の構築

脳の損傷により、記憶障害や注意障害等の症状が出る高次脳機能障害者等に対し、個々の状態に合わせた相談支援を行います。また、区民に向けた高次脳機能障害に関する講演会を行うとともに、専門家による相談会を実施します。

1-1-28 障害者・児の介護者支援の推進

自宅で障害者・児を介護する家族等の病気や就労、冠婚葬祭、休養等の理由により、介護を代替するなど、障害者・児の介護を行う家族等を支援するための各種事業を実施します。

1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。

1-2-2 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。

1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行います。また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図ります。

なお、区で指定している移動支援従事者養成研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋がります。

1-2-4 障害福祉サービス等事業者との連携

制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。

1-3-1 グループホームの拡充

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。

また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。

1-3-2 共同生活援助（グループホーム）

障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者について、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談を行います

1-3-3 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴・排せつ・食事の介護等を行い、日常生活支援を図ります。

1-3-4 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。

1-3-5 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。

令和7年度の施設入所者数のうち、令和11年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、事業量は累計として記載する。

1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能な入院中の精神障害者の地域移行を推進するため、医療機関及び地域相談支援事業所等と連携し、退院後の地域生活に向けた支援を行います。

1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療及び福祉関係者による協議の場において、地域移行支援検討会議、精神障害者支援機関実務者連絡会及び安定化支援会議の三つの会議体を通じ、地域基盤の整備、支援体制の整備及び個別支援の検討を進めるとともに、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう精神疾患の正しい知識等の普及啓発を進めることで、重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、関係機関等が連携して在宅の精神障害者が地域で安定した生活を支えるための支援体制を強化します。

1-4-5 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。

1-4-6 地域定着支援

単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。

1-4-7 退院後支援事業

保健所設置自治体を中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。

1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。

1-5-2 地域活動支援センター事業

障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。

1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援します。

1-5-4 木よう体操教室

在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。

1-6-1 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。

1-6-2 難病患者への支援

認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。

支援体制の課題を共有し協議するため、難病対策地域協議会を開催し、地域における関係機関の連携を図ります。

1-6-3 障害者歯科診療事業

障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。

また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。

1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業

疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。

1-6-5 精神保健・難病相談

精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援します。

1-7-1 福祉手当の支給

心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当（区制度）・精神障害者福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給します（所得制限あり。）。

1-7-2 特別児童扶養手当の支給

心身に一定程度以上（身体障害者手帳 1 ～ 3 級程度、愛の手帳 1 ～ 3 度程度）の障害等がある 20 歳未満の児童の養育者に手当を支給します（所得制限あり。）。

1-7-3 児童育成手当（障害手当）の支給

心身に一定程度以上（身体障害者手帳 1 ・ 2 級程度、愛の手帳 1 ～ 3 度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症）の障害のある 20 歳未満の児童の養育者に手当を支給します（所得制限あり。）。

1-7-4 利用者負担の軽減

障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図ります。

また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図ります。

その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代、区立障害者施設の給食費、同行援護や移動支援等の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援します。

2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、区の窓口や保健所を始め、障害者基幹相談支援センター等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築します。

2-1-2 計画相談支援

障害者のニーズに基づくサービス等利用計画（サービス利用支援・継続サービス利用支援）の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。

障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、計画相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、計画相談支援の利用を支援します。

2-1-3 地域移行支援 【再掲 1-4-5 参照】

2-1-4 地域定着支援 【再掲 1-4-6 参照】

2-1-5 相談支援事業

区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。

2-1-6 障害者地域自立支援協議会の運営

障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。

また、この協議会に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、こども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ総合的かつ専門的な内容の相談支援を実施します。

また、障害者の権利擁護に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。また、地域生活支援拠点等コーディネーターを中心に、地域移行・地域定着に関する取組を推進します。

2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行います。

2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害者福祉制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供します。

また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行います。

2-1-10 意思決定支援の在り方の検討

自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会の権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行います。

2-1-11 小地域福祉活動の推進

日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。 【社会福祉協議会実施事業】

2-1-12 民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲 5-6-5 参照】

2-1-13 地域生活支援拠点の整備【再掲 1-1-23 参照】

2-1-14 ひきこもりの総合的な支援の推進

ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行います。

2-1-15 包括的相談支援事業

高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。

2-1-16 多機関協働事業

支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。

2-1-17 アウトリーチ等事業

本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。

2-1-18 ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、広報啓発に取り組むとともに、関係機関を対象とした研修等を実施します。

また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。

2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-2 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-3 市民後見人の養成及び活動支援

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実に図ります。

2-2-4 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。

中核機関の取組として、有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。

あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-5 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。

2-2-6 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-7 障害者・児虐待防止対策支援事業

区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図ります。

障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。

また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じてこども家庭支援センターや児童相談所、高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていきます。

2-2-8 障害者差別解消支援地域協議会の運営

地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行います。

3-1-1 障害者就労支援の充実

障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。

3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

障害者地域自立支援協議会の就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行います。

また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行います。

3-1-3 就労促進助成事業

一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者等に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していきます。

また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートします。

3-1-4 重度障害者等就労支援事業

民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保します。

3-2-1 就業先企業への支援

法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用

促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図ります。

また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図ります。

3-2-2 安定した就業継続への支援

就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行います。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施します。

また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるよう支援します。

3-2-3 就労者への余暇支援

就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施します。

3-2-4 就労定着支援【再掲 3-3-5掲載】

3-3-1 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進します。

また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進めます。

3-3-2 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

3-3-3 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進します。

3-3-4 就労継続支援（A型・B型）

一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行います。

3-3-5 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言や、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。

3-3-6 福祉的就労の充実

福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切に、働くことを通した社会参加の促進を行います。

また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進します。

3-3-7 障害者施設優先調達推進法に基づく物品調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定めます。推進に当たっては、区の事務事業において障害者就労施設等が受託可能な物品・役務等の効果的なPRを行います。

3-3-8 日中活動系サービス施設の整備【再掲 1-1-22 参照】

3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に資する取組として、庁内における知的障害者及び精神障害者のチャレンジ雇用の実施、庁内インターンシップ、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し、相乗効果を上げていきます。

また、庁内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図ります。

3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

障害者が地域で当たり前働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行います。

また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートします。

3-4-3 地域雇用開拓の促進

障害者就労支援センターにおいて、公共職業安定所への同行や独自の職場開拓による利用者の求職活動支援を行い、併せて講演会等の各種事業の実施、障害者雇用に取り組む企業等への支援、地域関の係機関との情報共有等を通じて、地域雇用開拓を促進していきます。

また、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて、障害者雇用先の開拓に取り組めます。

4-1-1 乳幼児健康診査

4 か月から3歳及び5歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。

4-1-2 発達健康診査

運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、こどもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。

4-1-3 総合相談室の充実

教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがあるこどもについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。

また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等のこどもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

こどもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知します。

また、区民との関わりを通じ、こどもの発達に関する理解を深め、より良いこどもとの関わり方を学べるよう啓発を行います。

4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲 1-6-4 掲載】

4-2-1 児童発達支援センターの運営

日常生活における基本的習慣の確立や知識の習得、集団生活への適応能力の向上を図る集団療育を行うとともに、家族支援に関する各種事業を実施し、地域における障害児支援の中核的な役割を担います。

また、国の基本指針を踏まえ、保育、教育等の関係機関との緊密な連携体制を構築し、障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進に向けた検討等を進めていきます。

4-2-2 多様な機関の連携の連携による切れ目のない支援

教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援します。

また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関がこどもの療育で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行います。

4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。

4-2-4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進するため、研修の受講を推奨します。

4-2-5 個別の支援計画の作成

学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施します。

4-2-6 専門家アウトリーチ型支援

専門家（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校への派遣等により、こどもへの対応力の向上を図ります。

4-2-7 障害児相談支援

児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、障害児相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、障害児相談支援の利用を支援します。

4-2-8 医療的ケア児在宅レスパイト事業

保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。

4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討

主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。

4-3-1 児童発達支援

主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行う。

4-3-2 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行います。

4-3-3 保育所等訪問支援

集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

4-3-4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲 4-4-9 参照】

4-3-5 保育園要配慮児保育

区立・私立保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。

4-3-6 区立幼稚園等特別保育

区立幼稚園等において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。

4-3-7 就学前相談体制の充実

専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにします。

4-3-8 総合相談室の充実【再掲 4-1-3 参照】

4-3-9 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-6 参照】

4-3-10 障害児通所支援事業所の整備

重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。

4-3-11 特別支援教育の充実

国のインクルーシブ教育の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図ります。

・特別支援教育担当指導員：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での学習支援や個別指導、学校生活における必要な支援を行います。

・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、特別支援学級の児童・生徒が通常の学級との交流及び共同学習を行う際等の支援を行います。

・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、こどもたちのサポートを行います。

4-3-12 育成室の障害児保育

保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的 to 実施し、保育の質の向上を図ります。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。

4-3-13 個に応じた指導の充実

区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、教員の指導力向上や個への対応の充実を図ります。

4-3-14 放課後等デイサービス

就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。

4-3-15 東京都認証学童クラブの障害児保育

東京都認証学童クラブ運営事業者に対して、心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）を受け入れるための環境整備や加配職員の配置に要する経費の補助制度の活用を推進することで、要配慮児の健全な育成と保護を図ります。

4-4-1 保育園要配慮児保育【再掲 4-3-5 参照】

4-4-2 区立幼稚園等特別保育【再掲 4-3-6 参照】

4-4-3 育成室の障害児保育【再掲 4-3-12 参照】

4-4-4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）

こども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供します。

また、保育士資格を持ったひろば職員や心理スタッフまたは保健師の資格を持った職員が利用者

の子育てに関する相談を受けつけます。

4-4-5 子育てひろば事業

乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。

4-4-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業

地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、こどもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。

4-4-7 児童館

館内の遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等において、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的かつ個別的な指導を行い、こどもの健全育成を図ります。

4-4-8 b-lab（文京区青少年プラザ）

中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。

4-4-9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、こどもたちの健やかな育ちを支えます。

4-4-10 ベビーシッター利用料助成事業

子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッターによる保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成します。

4-4-11 放課後全児童向け事業（アクティ）

区立小学校の放課後及び休業日に小学校の施設の一部を活用し、大人の見守りの下、児童が遊びや自主学習等の活動を行う場を提供することで、地域における児童の安全な遊び場を確保するとともに、児童の健やかな成長を支援します。

5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。

5-1-2 バリアフリーの道づくり

文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。

5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。

5-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。

また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。

5-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等の安全・安心と魅力向上を図るため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。

5-1-6 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。

5-1-7 ごみの訪問収集

①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。

5-1-8 高齢者等住宅修築資金助成事業

高齢者（65歳以上）世帯又は心身障害者世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。

5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。

5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日まで)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。

5-2-3 障害者事業を通じた地域参加

各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進します。

5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。

5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。

5-3-2 情報のバリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、遠隔手話通訳サービスや電話代理サービス、バリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。

5-3-3 手話に関するケーブルテレビ番組の制作

既存番組の手話付き版やワンポイント手話レッスン番組などを制作し、ケーブルテレビ（文京区民チャンネル）及び区公式YouTubeにて放映することで、手話に対する社会的理解を広げます。

5-3-4 文京区声の広報・点字の広報発行

区内在住の視覚障害者に対して区政を広く周知するため、声の広報（デイジー版）及び点字の広報の発行を行っています。

5-3-5 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録

音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。

また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。

各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。

5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発

障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行います。

当事者には、ヘルプカードを綴じ込んだ「障害者福祉のてびき」を配布します。一般区民には、啓発物を関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えます。

5-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握や訓練等を実施し、支援体制の充実を図ります。

また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。

5-4-3 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する取組を進めます。

5-4-4 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を防災士の参画を得ながら支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。

5-4-5 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。【社会福祉協議会実施事業】

5-4-6 耐震改修促進事業

建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行い

ます。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。

5-4-7 家具転倒防止器具設置助成事業

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。

5-4-8 救急代理通報システムの設置

救急代理通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行います。

【救急代理通報システム】

重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請するとともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。

5-4-9 被災者支援の仕組みづくり

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。

5-5-1 障害者事業を通じた地域参加【再掲 5-2-3 参照】

5-5-2 地域に開かれた施設運営

障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行います。

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲 5-2-2 参照】

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとします。

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

障害者・児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。

5-5-6 文化芸術作品等の発表機会の確保

市民団体や障害者施設と協働して、障害者の作成した文化芸術作品等を発表する場を創出します。

5-6-1 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。

また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-2 手話奉仕員養成研修事業

聴聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行います。【区と社会福祉協議会による共催事業】

5-6-3 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。

5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。

5-6-6 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。

また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。

5-6-7 自発的活動支援事業

障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援します。

5-6-8 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-9 いきいきサポート事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-10 参加支援事業

本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

5-6-11 地域づくり事業

介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。